

令和3年第2回

芥北町農業委員会総会議録

令和3年第2回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年2月8日（月）
午前9時30分から午前10時15分
2. 開催場所 苓北町役場2階 庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 荒木 義孝 2番 小野 三幸
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道
6番 塚田 修彦
7番 大仁田 金次
4. 本日の欠席委員（1名） 5番 平井 多貴子

5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第50号 非農地判断について
日程第5. その他

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）
事務局長 宮崎良成 局長補佐 西川弘美 主事 松野 巧

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局 おはようございます。定刻となりましたので、只今から令和3年第2回の農業委員会総会を開会致します。
まずは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長 改めまして、皆さん、おはようございます。
心配される新型コロナも二転三転という形を変えた懸命の対策が取られ、ようやくワクチン接種の目途が立とうとしています。
指定産地として出荷が続いているレタスについては、1月中は好調でしたが、11月、12月は苦戦しました。

大仁田会長

やはりコロナの影響は販売先や販売量に大きく現れているようで、生産者の努力も限界があり、早い終息が望まれるところでございます。これをもちまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

事務局

はい、ありがとうございました。
本日は平井委員が欠席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、芥北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いします。どうぞよろしくお願ひ致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の坂西委員さんと4番の山下委員さんに お願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、西川氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和3年2月8日 芥北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをご覧ください。
整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。
申請物件は、芥北町都呂々の田1筆、面積は、113m²です。
場所については、4ページから5ページに図示しております。県道福連木都呂々線から入って舞子川沿いになります。

事務局

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

塙田委員

はい。譲渡人は天草市の旧本渡市の港町で病院を開院しておられるのですけど、元々の出身が都呂々で住宅と農地も持っておられます。

譲受人は建設会社をされておられるのですけど、今回の譲渡人の方と隣同士で農地も持っておられ水稻とか作っておられます。申請地は都呂々川から上流に上って行って、ちょうど二股にわかれた所のすぐ川沿いの田として、現地は道路から降りて申請地の右手の方は2枚になっていて申請地の先も田で作っておられるのですけど、この申請地に入っていくかないとその先の田に行けないと今の状況では不便になっています。どちらの田も作っておられるのですけど申請地は今日見てきたところでは、里芋とかそういう物を作っておられたようです。

今回、譲受人がこの申請地を買われたら便利になるなあという感じはしました。今回、譲受人と話ができなかったものですから経緯がよくわかりませんが、農地を集約化するという点からはいいのではないかと思って見てきたところです。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議長 日程第3. 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局 事務局に説明を求めます。

事務局 はい、6ページをお開きください。日程第3. 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和3年2月8日 苫北町農業委員会 会長 大仁田金次。

7ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苫北町富岡の畠1筆、面積は、738m²です。

転用の目的は、資材置場です。

転用しようとする理由の詳細は、「申請地周辺は町道を挟んで住宅地であり空き地がない状況である。申請人は建設業を営んでいるが、事務所は都々にあり町内一円で事業を行うためには、この申請地を利用し資材や建設機械等を配置することにより効率的に作業ができるため、耕作せず半分山林化している申請地を資材置場として有効利用するため転用したい。」ということです。

申請地は、8ページから10ページに図示しておりますが、場所は新地の農地から町道富岡中央線に入って50m程行った宅地の裏になります。審議の要点につきましては、記載のとおりですが、申請地は許可前に埋立されています。しかし今回は始末書も添付されておりますので、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。2月3日の日に現地を見に行きました。やはり半分は山林化していて、農地ではない状況でした。そして、一段上がっているところです。夕方、申請人ともお会いしてお話を伺い、よろしくお願ひします。とのことでした。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見ある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

小野委員

この地図を見ますと高台のお寺さんの並びになるのですか。

荒木委員

下の中道です。だいぶ下がったところです。

小野委員

畠をすでに埋め立ててあったということは、もう何年もなっているのですか。

荒木委員

あそこは埋め立てではないでしょうね。

小野委員

埋め立てしてあるから畠としては使えないから始末書を書いたということでしょう。違うのですか。始末書の意味は？

事務局

すでに農地ではない状況になっているということです。

小野委員

例えば、この方は建設業を営んでおられるので土とかそういう類いのものが出てきた時、そこに埋め立てておられたということとはまた別ですか。

事務局

今回、資材置場ということですけど特別今から造成とかをされないということですので、現状がもう農地ではないという意味での始末書です。

議長

あの辺には、上方に農地がかなりありますよね。作ってあるところと半々くらいでしょうかね。

坂西委員

ここは道は通っているのですか。

荒木委員

自分の宅地があります。

- 坂西委員 資材置場ということですので、トラックとかが出入りするでしょうからね。
- 事務局 町道富岡中央線に面したところに申請人の方の宅地がございましてそこを進入路にと考えておられます。
- 議長 進入路がなければ意味がないですもんね。
- 小野委員 この辺はもう雑木がいっぱい生えている感じですよね。
- 荒木委員 竹藪ですね。
- 議長 ほとんど竹ですね。作らなければそれが生えてきますもんね。
- 議長 他にご質問等ございませんか。
- (ありません。の声あり)
- 無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。
- 議長 続きまして、日程第4. 議案第50号 非農地判断について、事務局に説明を求める。
- 事務局 はい、11ページをお開きください。 日程第4. 議案第50号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について附議する。
令和3年2月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。
- この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

事務局

今回 12 ページから 26 ページの都呂々の農地 7 件について個人申請があったため、令和 3 年 1 月 22 日及び 25 日に塙田委員及び事務局職員で現地調査を行っております。

位置図及び字図につきましては 14 ページから 25 ページに図示しております。場所は都呂々の林道金井の森線 終点側の轟みかん園の上になります。調査の結果につきましては、16 ページ、21 ページ、26 ページにそれぞれ記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

塙田委員

はい。非農地判断ですけど都呂々地区ですので、私と西川氏、松野氏の 3 人で現地を確認してきました。今回、3 名の方が申請されていますので、一括して説明させていただきます。

現地は、都呂々松浦河内のみかん園のある轟団地の上って行って一番奥の方になり、天草市の福連木との境に近いところにあります。以前はみかん園とされていたようですけど現在は廃園になっていてもうすでに山林化している状況でした。結構高いところで不便でもありますから基盤整備とかいろいろ改良しても畠として使うにはなかなか難しいだろうなと判断してきたところです。そういうことで、意見として、当該地については「現状からその土地を農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である」ため、非農地として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了しました。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

小野委員

3 人が畠から農地としてはできないからということで申請を出されておられますけど、この近くでモレている農地、すでに山林化している農地はないですか。

事務局

周りはすでに地目も山林になっているのですけども今回 3 名の方が申請された 7 筆が農地として残っています。先程塙田委員さんの報告にもありましたように現地調査をして非農地判断させていただいたということです。

- 小野委員 そうしますと他はもうないということですね。
- 事務局 厳密にいいますと今回の申請地一帯のまたその周りには、いくつかあります。
- 議長 非農地判断をして除外してもらいたいという個人申請と町がここは一括してそういう判断をするやり方の2通りありますね。
- 小野委員 年を取られて、山林化している状況でもそういう手続がわからない人もおられるので、周りが非農地判断したのであれば、そういうお手伝いもしないといけないのでしょうか。
- 議長 その辺は、事務局どうですか。
- 事務局 今回、申請が上がってきた箇所は同じ場所ではございまして、その周りを見てみるとポツポツとそういう農地がありますので、個人申請が上がらずとも町が一緒に非農地判断できるところはしていくような方向性で進めていこうと思います。
- 小野委員 山林化している状況であれば、そういったこともしていった方が良いと思いまして、今回の申請箇所には意見はありません。
- 議長 他にご意見はございませんか。
- (ありません) の声あり
- 無いようでございますので、調査対象の7件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の7件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。
- 議長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願ひ致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 許可不要転用届について

2. 農地貸借情報（2021年度）について

次回、令和3年第3回総会ですが、本日お手元にお配りしています通知文でご案内しています農地中間管理機構の特例事業についての研修会を計画させていただきました関係で、令和3年3月5日（金）時間を30分早めまして、午前9時00分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和3年第2回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時15分

会長

署名委員

署名委員